

# 会員規約

## 第 1 条(名称と所在地)

本施設は、「BODY DESIGN PLANNING」(以下、本クラブ)と称します。

## 第 2 条(運営主体)

本クラブは、株式会社 M's PLANNING(静岡県沼津市宮前町; 以下、当社)が管理運営の主体となります。

## 第 3 条(目的)

本クラブ会員が、健康維持、増進や身体の美しさを手に入れることを目的とします。

## 第 4 条(会員資格等)

会員は、本クラブの目的に賛同し、本規約を承諾する方及び団体とし、会員のトレーニングサービスの利用は医師から運動を禁じられていない方とします。必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。但し、クラブが特別に認めた場合はこの限りではありません。なお、18 歳未満の方は親権者の同意が必要となります。

## 第 5 条(会員の種類)

1 本クラブの会員の種類及び権利は、別途定める「お申込・ご利用の案内」が適用されます。

2 必要に応じて会員の種類を新規に設定し、又は廃止することがあります。その場合、当社は事前に当社ホームページ、書面、または施設内の掲示等にて告知するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

## 第 6 条(入会手続)

本クラブ入会の際は、所定の入会申込用紙等に必要事項を明記の上、年会費等を添えて手続きをしていただきます。

入会登録、種別変更、退会に関しては店舗窓口にて手続きして頂きます。電話での受付はいたしません。

## 第 7 条(諸手続)

会員は会員種類の変更を所定の方法で手続きを完了しなければなりません。また、会員が入会申込時に記載した内容に変更があった場合(住所変更等)も速やかに変更手続きを完了しなければなりません。この場合、変更届出の効力は本クラブの変更事務処理終了により、生じるものとします。

## 第 8 条(会員証)

1 本クラブの会員の証として、個人会員に対して会員証を発行します。

2 本クラブを利用する際は、必ず会員証を提示していただきます。

3 会員証は、本人のみの利用(18 歳未満は親権者の会員証)となり、会員は第三者に譲渡・貸与その他の担保権設定をすることは出来ません。

4 会員証を紛失した際は再発行料として 1,620 円をお支払いいただきます。

## 第 9 条(月会費)

1 月会費は前納制とし毎月27日に翌月分を自動振替にて徴収させていただきます。27日が休日の場合はその翌日とする。

2 所定の退会・休会手続きを完了しないメンバーは、すべて継続メンバーと認め理由の如何に関わらず翌月分の月会費を徴収させていただきます。

3 一度、納められた月会費は原則返金いたしません。

## 第 10 条(オプション plus について)

オプション plus 契約されましたメニューは1ヶ月以内にすべてのメニューを利用していただくものとします。期限を過ぎたものは無効となります。

## 第 11 条(入会後 2 ヶ月以内で退会を希望された場合の返金について)

入会後 2 ヶ月以内での退会を希望され複数月の会費を前払いしている場合、お支払い頂いている会費の 50%にあたる金額を返金させていただきます。

但し、ご入会後一度でもジムおよびスタジオを利用された場合は、返金の対象となりません。

## 第 12 条(会員種別変更)

会員が会員種別の変更をされる場合は、種別変更届を提出するものとします。口座引落の関係上、種別変更は変更開始希望月の前月 10 日までに届け書をご提出ください。

## 第 13 条(退会手続)

1 会員は、本クラブを退会される際は、会員証を返却いただきます。

2 口座引き落としの関係上、所定の退会届を退会開始希望月の前月 10 日までに提出ください。

3 病氣や事故でやむなく退会をされる場合は所定の退会届を退会開始希望月の前月 10 日までに提出下さい。

4 3ヶ月間会費未納の場合、自動的に退会処理させていただき、未納分の会費を請求致します。

5 退会届が提出されない限り月会費の納入義務は発生するものとします。

## 第 14 条(休会手続)

1 口座引き落としの関係上、所定の休会届を休会開始希望月の前月 10 日までに提出ください。

2 病氣や事故でやむなく休会をされる場合は所定の休会届を休会開始希望月の 10 日までに提出下さい。

3 希望休会期間は申告頂いた期間とさせていただきます。希望休会期間終了後から初回月会費は現金となり、次月から自動的に引き落としとなります。

(休会期間の延長を希望される方は、再開月の前月 10 日までに所定の休会届を再度ご提出頂く必要があります。)

4 未払い会費がある場合は、未払い会費をお支払いの上、手続きとなりますので、ご了承下さい。

5 休会届が提出されない限り月会費の納入義務は発生するものとします。

第 15 条(オプション plus 変更)

会員がオプション plus の変更をする場合は、種別変更届を提出するものとします。口座引落の関係上、種別変更は希望月の 2 ヶ月前の 10 日までに届け書をご提出ください。

第 16 条(オプション plus 停止手続)

1 口座引き落としの関係上、所定の停止届を退会開始希望月の前月 10 日までに提出ください。

2 停止届が提出されない限り月会費の納入義務は発生するものとします。第 17 条(会員資格の喪失)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、当然に会員資格を喪失します。この場合会員証は無効とし、直ちに返還していただきます。

1 本クラブが定める会費を、本クラブ指定の方法および期限までに支払わなかったとき。

2 会員規約・利用規約その他本クラブの諸規則に違反し、注意や警告を行っても収まらない方。

3 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱した方。

4 入会に際して虚偽の申告をした方。

5 死亡したとき(法人会員の場合、解散または破産の申立てを行ったとき)。

6 その他本クラブの目的にふさわしくない行為をされた方。

7 会員の都合等により会費が 3 ヶ月以上滞納した場合は

退会扱いとさせていただきます。

第 18 条(損害賠償)

1 本クラブの施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的、物的事故について本クラブは一切の責を負いません。

2 会員が本クラブの施設利用に際して本クラブ又は第三者に損害を与えた場合、会員が速やかにその賠償の責に応じるものとします。

3 但し、事故または損害を与えた原因が明らかに、トレーナーの過失、および器具類の不都合による場合はこの限りではありません。

第 19 条(盗難)

会員が本クラブの利用に際して生じた盗難につきましては、本クラブは一切損害賠償の責を負いません。

第 20 条(紛失・忘れ物)

1 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、本クラブは一切損害賠償の責を負いません。

2 忘れ物については、一定期間(1ヶ月間)保管した後、処分させていただきます。

第 21 条(禁止事項)

1 所定場所以外での飲食

2 所定場所以外での喫煙

3 外傷、皮膚疾患、伝染病を有する方の利用

4 危険物およびペットのお持ち込み

5 賭博、勧誘、セールス行為、及びそれに類する行為で、

他のお客様に迷惑を及ぼす行為

6 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等

7 無許可のアンケート協力等の依頼行為

8 他人を誹謗、中傷すること

9 他人に対する暴力行為や威嚇行為

10 痴漢、覗き、露出、ストーカー行為など公序良俗に反する行為

11 施設内に落書きや造作をする行為

12 トレーニング中に暴力的な言葉を発する行為

13 故意にウェイト器具を床に落とし、音を立てるまたは、振動を与える行為

14 営業妨害とみなされる行為

15 その他、本クラブの施設目的にそぐわない行為

16 酒気を帯びているとき

17 対価を得て他の利用者に対する指導行為

18 刺青、TATOO、シール TATOO などをされている方

19 薬物常用者、暴力団関係者のご利用

第 22 条(休館日)

本クラブの休館日は毎週木曜日、年末年始、その他施設の法定点検・修繕等やむを得ない場合とします。

第 23 条(施設・設備・サービスの廃止と利用制限)

1 天変地異・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、本クラブは施設・設備・サービスの全部若しくは一部を廃止し、又はその利用を制限することができます。

2 施設・設備の改造・改築・整備等を行う場合又は経営上必要があると認められた場合、当クラブは施設・設備の全部若しくは一部を廃止し、その利用やサービス提供を制限することができます。その告知は本クラブホームページ、書面、または各施設内の掲示等により行います。

3 各施設は、前第 1～2 項の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め告知の上休業することがあります。この告知は原則として本クラブホームページ、書面、または各施設内の掲示等により行いますが、やむを得ない事情による臨時休館日については、この限りではありません。

4 前第 1～3 項の場合、会員は本クラブに対して損害賠償等一切の請求をできないものとします。

#### 第 24 条(入会登録手数料・会費・チケット料金等の変更)

本クラブは、本契約に基づいて会員が納入すべき年会費・チケット料金等を諸般の事情により変更することができます。前項の場合、本クラブは原則として 1 ヶ月以上前までにその内容を会員に本クラブホームページ、書面、または各施設内の掲示等にて通知するものとします。

#### 第 25 条(本クラブのご利用)

1. 病気や障害(特に下記)のある方は、医師と相談の上で本クラブにお申し出ください。・脳疾患、心疾患、高血圧症、糖尿病、呼吸器疾患、変形性関節症、リウマチ、痛風、不整脈など、その他体に不安のある方。

2. 会員様およびビジター様は各自の責任において健康管理を行うものとします。重篤な症状になった際も本クラブは一切の責を負いません。

3. スタッフの指示には必ず従ってください。

4. トレーニングに際しては、トレーニングウェアを着用し、履物を履いて下さい。裸足等でのご利用は安全面、衛生面等の理由もある為、ご遠慮願います。履物は運動に適している内履き専用シューズをお履きください。

5. トレーニングに際しては、運動前後の準備運動、整理運動は充分に行い無理をせずに行ってください。

6. トレーニング前には必ず体調チェックを行ってください。体調が悪い場合はご利用を控えてください。又、トレーニング中は十分な水分の補給を行ってください。

7. ジム、スタジオ内へは、フタ付ペットボトルをお持ちいただけますが、缶やビンの持込みはご遠慮願います。

8. マシンや器具類は、譲りあってご利用ください。

9. マシン、器具類、ストレッチマットは、ご利用後備え付けのタオルでお拭きください。

10. 使用した器具等は、所定の場所にお戻しください。

11. フリーウエイトは、混雑時に利用制限をする場合がございます。

12. 照明、音響、空調等の設備操作は、ご遠慮願います。

13. ご利用時間は、厳守願います。館内閉鎖時間は 22:30 となります。

この為チェックアウトは、閉店時間 10 分前までとなりますので、ご了承ください。

14. スタジオレッスンへの途中入場、途中退場は原則ご遠慮願います。

15. スタジオレッスン途中で体調が悪くなった場合は、スタジオインストラクターまたはスタッフにお申し出ください。

16. ジム、スタジオの場所取りはご遠慮願います。発見次第別の位置に動かす場合がございます。

17. ロッカールーム内では、シューズをお脱ぎください。

18. ロッカーのご利用は、お一人様 1 個となります。

19. シャワーご利用後は、必ず身体を拭いてからロッカールームをご利用ください。

20. ロッカーの鍵は、必ずお掛けの上ご自身の腕に付けて管理してください。鍵を紛失した場合は、鍵交換代金として 3,240 円を弁償していただきます。

21. ロッカー鍵のかけ忘れなどの結果生じた盗難等については一切の責任は負えません。

22. 本クラブをご利用の際には、メンバーズカードが必要となります。お忘れの場合は、本人確認証をご提示ください。

#### 第 26 条(利用規約)

1 本クラブの利用規約は、別途設けます。

2 会員は、利用規約を遵守する義務を負います。

#### 第 27 条(規約の発行)

1 本規約は平成 25 年 7 月 8 日から発効します。

2 本規約は、随時必要に応じて改訂されることがあります。この場合には、原則として本クラブホームページ、書面、または施設内の掲示等により通知します。改訂した場合、その効力は全ての会員に及ぶものとし、異議なく新しい規約を遵守されるものといたします。

#### 附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日一部改訂実施する。